

仕 様 書

本案件は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)に基づく派遣契約とする。

派遣元(以下「乙」という。)は、派遣先(以下「甲」という。)に対し、次の就業条件のもとに労働者派遣を行うものとする。

契約件名	新型コロナワクチン接種業務に関する看護師派遣(単価契約)
従事事業の内容	市民への新型コロナワクチン接種にあたり、市が設置する集団接種会場において、次の業務を行う。 ①接種 ②接種介助 ③経過観察(緊急対応含む) ④予診票の確認 ⑤ワクチン希釈・充填 ⑥その他接種に関する相談等
責任の程度	①権限の範囲 医師及び指揮命令者の指示に従い、上記従事事業を行う。 ②トラブル・緊急対応 マニュアルに従い、緊急事態発生時対応をする。 ③成果への期待・役割 指揮命令者の指示を理解し、正確かつ迅速に業務を遂行する。 ④所定外労働等 なし
就業場所の名称及び所在地等	各務原市総合福祉会館 ほか 《詳細》 ①各務原市総合福祉会館(各務原市那加桜町2丁目163番地) ②あすかホール(各務原市那加桜町2丁目186番地) ③東保健相談センター(各務原市鵜沼羽場町2丁目53番地) ④川島ライフデザインセンター(各務原市川島河田町1028-1) ※甲は、新型コロナワクチン接種の進捗状況等により、就業場所を追加、変更または削除する場合がある。
組織単位	各務原市役所健康福祉部健康管理課
就業に関する指揮命令者	各務原市役所健康福祉部健康管理課長 波多野 達也
派遣労働者の条件	・正看護師または准看護師の資格を有する者 ・上記、従事事業の内容を適切に遂行できる者
派遣就業の期間	令和3年8月1日～令和3年9月30日 甲は、派遣就業の期間内に新型コロナワクチン接種が終了していない場合には、乙と協議のうえ、派遣就業の期間延長に係る変更契約書の取り交わしを行うことができることとする。

派遣就業日時（予定）	<p>○各務原市総合福祉会館、あすかホール、東保健相談センター 〈派遣就業の期間中の土曜日〉 14:00～18:00 〈派遣就業の期間中の日曜日〉 【前半】9:00～13:00、【後半】14:00～18:00</p> <p>○川島ライフデザインセンター 〈派遣就業の期間中の日曜日〉 9:00～13:00、14:00～18:00</p> <p>※甲は、就業日時の定めにかかわらず必要が生じた時は、就業日時を変更することが出来るものとする。この場合、甲乙協議の上決めるものとする。</p> <p>※やむを得ず派遣できない場合、乙は事前に届出をし、許可を得ること。</p>
派遣就業日の変更	<p>甲は、派遣就業日の定めにかかわらず必要が生じた時は、派遣就業日を変更することが出来るものとする。この場合、甲乙協議の上決めるものとする。</p>
派遣従業員数（予定）	<p>〈土曜日〉20人 〈日曜日〉前半(9:00～13:00) 後半(14:00～18:00) 各20人</p> <p>※業務の性質上、就業時間中に休憩時間を確保することが困難なため、前半9:00～13:00、後半14:00～18:00の2班体制とする。なお、前半と後半の各20人はそれぞれ別の者を配置すること。</p> <p>※甲は、必要が生じた時は、派遣従業員数を変更することが出来るものとする。この場合、甲乙協議の上決めるものとする。</p>
休憩時間	無し
時間外勤務	派遣元と派遣労働者との契約条件又は労働基準法第36条協定の範囲内とする。
休日勤務	同上
安全・衛生、福利厚生等	労働安全衛生法の趣旨に沿って、快適な職場環境の形成、保持に努める。
労働・社会保険の適用促進	乙は、派遣労働者を労働・社会保険に加入させてから派遣すること。また、乙は、派遣労働者の労働・社会保険の加入状況についてあらかじめ甲に通知すること。なお、労働・社会保険に加入していない派遣労働者については、その具体的かつ適正な理由について、甲に通知すること。
乙の責任者及び苦情責任者	契約時に乙が選任すること。
甲の責任者	各務原市役所健康福祉部健康管理課長 波多野 達也
甲の苦情責任者	各務原市役所健康福祉部健康管理課長 波多野 達也 連絡先 058-383-7297
契約金額	<p>1時間当たり _____ 円(税抜額)</p> <p>契約金額には、乙がこの契約を履行するために必要な通勤手当、労働・社会保険料を含むものとする。</p> <p>1日の就業時間が8時間を超える分については25%割増とし、法定休</p>

	日の勤務については35%の割増とする。
期間実働日数	17日(予定)
期間派遣料金	円(税込) 《内訳》 ・土曜日 20人×8日×4時間× 円×1.1= 円 ・日曜日【前半】20人×9日×4時間× 円×1.1= 円 ・日曜日【後半】20人×9日×4時間× 円×1.1= 円
支払条件	乙は、毎月1月ごとの派遣実績を取りまとめた派遣労働月間実績表を甲に提出し、その確認を受けること。また、その確認を受けたときは、契約金額に派遣労働者の実働時間を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した料金を甲に請求し、甲は、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に請求金額を乙へ支払うものとする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。
苦情処理及び中途解除	苦情処理については甲乙が連携し、誠意をもって適切かつ迅速に処理するものとする。 中途解除については契約終了期日の1か月前までにするものとする。
甲が派遣労働者を雇用する場合に紛争を防止するために講ずる措置	労働者派遣の役務の終了後、当該派遣労働者を甲が雇用する場合には、乙に対し、手数料は支払わない。
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限るか否かの別	労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。
その他	①別紙1「個人情報取扱特記事項(労働者派遣契約用)」を厳守すること。 ②乙は、派遣労働者の雇用者として、労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法・労働者災害補償保険法・雇用保険法・最低賃金法等の関係法令を遵守すること。 ③就業場所の作業区画においては、個人情報の漏洩を防ぐため、甲の承認した物以外の持込を禁止すること。 ④接客については、親切・丁寧に行うこと。 ⑤ナース服を着用する等、被接種者に不安感を与えることが無いよう心掛けること。 ⑥派遣労働者は、就業日に毎朝検温を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合は、乙に連絡し、乙は当該派遣労働者の出勤を控えるよう指示すること。なお、乙は、派遣従業員数に欠員の生じることのないよう代替の派遣労働者を確保すること。 ⑦勤務中は私語を慎み、品位の保持に努めること。 ⑧新型コロナワクチン接種業務における厚生労働省等からの指針が随時改訂されるため、その都度協議を行うものとし、従事事業の内容変更及び追加において、契約単価に変更がない場合は、変更契約書の取り交しを行うことなく、協議書をもって変更できるものとする。

- | | |
|--|--|
| | <p>⑨甲は、派遣就業の期間内に、予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の期日又は期間の終期として厚生労働大臣が別途指定する日が到来した場合、並びに各就業場所において集団接種を実施する必要がなくなった場合には、派遣就業の期間を短縮することができることとする。</p> <p>⑩派遣労働者が就業にあたり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本契約の目的を達し得ない場合、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者の交替を要請することができるものとする。</p> <p>⑪乙は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくはプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマークの使用許諾を受けている事業者であること。</p> <p>⑫駐車場が必要な場合は各自で確保すること。</p> <p>⑬その他仕様書等に疑義が生じた場合は、健康管理課と協議しその指示に従うこと。</p> |
|--|--|

特記仕様書

暴力団排除措置による解除

- 1 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 派遣元が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 派遣元の役員等（各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第8号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - 三 派遣元の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
 - 四 派遣元の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
 - 五 派遣元の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 六 派遣元の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 七 派遣元の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、派遣元は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。

妨害又は不当要求に対する通報義務等

- 1 派遣元は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- 2 派遣元は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

別紙 1

個人情報取扱特記事項（労働者派遣契約用）

（基本的事項）

第1条 派遣元（以下「乙」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第3条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努めなければならない。

（収集の制限）

第4条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適性かつ公正な手段により収集しなければならない。

（使用等の禁止）

第5条 乙は、派遣先（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

（複写・複製の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第7条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故発生時における報告）

第8条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（派遣元の秘密保持及び規律の遵守）

第9条 乙は、その使用人に対しこの個人情報取扱特記事項の趣旨を徹底させるとともに、甲の規律等を遵守させなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、前項の規定に反する行為に対し責任を負うものとする。

（契約の解除及び損害賠償）

第10条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。